

# 令和2年3月市議会定例会

## こども家庭部

### 議案説明資料

#### (当初予算分)

## 目 次

### 【予算案件】

- 1 令和2年度こども家庭部所管予算（案）総括表 ..... 1 頁
- 2 子育てのための施設等利用給付事業について（新規） ..... 2 頁
- 3 運営費等補助事業（認可外施設）について（拡充） ..... 3 頁
- 4 施設整備補助事業について ..... 4 頁
- 5 保育士資格取得支援事業（認可外施設）について（新規） ..... 5 頁
- 6 幼児教育・保育無償化関連補助事業について（新規） ..... 6 頁
- 7 ひとり親家庭奨学資金給付事業について ..... 7 頁
- 8 地域児童健全育成事業運営事業及び放課後児童健全育成事業運営事業について（拡充） ..... 8 頁
- 9 放課後児童健全育成事業施設整備事業について（拡充） ..... 9 頁
- 10 長期休暇時事業所内放課後児童健全育成事業について（新規） ..... 10 頁
- 11 子ども家庭総合支援拠点運営事業等について ..... 11 頁
- 12 健診項目について（拡充） ..... 12 頁
- 13 不妊治療費等助成事業について（新規） ..... 13 頁
- 14 切れ目ない子育て支援体制構築事業について ..... 15 頁

### 【条例案件】

- 15 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部改正について ..... 17 頁

# 1 令和2年度 こども家庭部所管予算（案）総括表

## 【一般会計】

(単位：千円、%)

予算科目(款・項)	区分	令和2年度 当初予算 (案) A	令和元年度 当初予算 B	対前年度比較	
				増減額 A-B	増減率 A/B
こども家庭部 合計		29,213,025	27,098,866	2,114,159	107.8
(款3) 民生費		28,496,869	26,411,102	2,085,767	107.9
(項1) 社会福祉費		0	2,331	△ 2,331	皆減
(項2) 児童福祉費		28,496,869	26,408,771	2,088,098	107.9
(款4) 衛生費		716,156	687,764	28,392	104.1
(項1) 保健衛生費		716,156	687,764	28,392	104.1

## 【母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計】

(単位：千円、%)

予算科目(款・項)	区分	令和2年度 当初予算 (案) A	令和元年度 当初予算 B	対前年度比較	
				増減額 A-B	増減率 A/B
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 合計		81,610	72,125	9,485	113.2
(款1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		81,610	72,125	9,485	113.2
(項1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		81,610	72,125	9,485	113.2

## 【子育てのための施設等利用給付事業費】

### 2 子育てのための施設等利用給付事業について（新規）

[こども支援課]

#### （1）予算額

162,717千円

財源内訳	国庫補助	85,168千円
	県支出金	38,773千円
	一般財源	38,776千円

#### （2）事業目的

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度の範囲外の幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の利用に対する助成を行うもの。

#### （3）事業内容

(単位：千円)

事業内容	事業費
子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園利用者分 25,700円×12か月×176人	54,279
富山大学人間発達科学部附属幼稚園利用者分 8,700円×12か月×73人	7,621
預かり保育等利用分 ・1号認定者（3歳児以上） 11,300円×12か月×472人 ・1号認定者（3歳未満児） 16,300円×12か月×2人 ・新制度未移行幼稚園利用分（3歳児以上） 11,300円×12か月×14人 ・認可外保育施設等利用分（3歳児以上） 37,000円×12か月×63人 ・認可外保育施設等利用分（3歳未満児） 42,000円×12か月×13人	100,817

## 【私立保育所等補助事業費】

### 3 運営費等補助事業（認可外施設）について（拡充）

[こども支援課]

（1）予算額 4,930千円

財源内訳 一般財源	4,930千円
-----------	---------

#### （2）事業目的

認可外保育施設に入所する児童の保育環境の向上を図るため、国の定める基準を遵守する施設に対し、運営費の一部を補助する。

また、令和2年度から補助対象を定員5人以下の施設に拡充するもの。

#### （3）事業内容

① 認可外保育施設補助金 4,880千円

（内訳）

（単位：千円）

事業区分	事業内容	事業費
給与改善事業	保育士一人あたり月額4千円	1,008
保育環境向上事業	1施設あたり年額150千円以内	1,800
賠償責任保険加入事業	1施設あたり年額3千円以内	72
夜間保育運営支援事業	夜間・深夜保育を実施する施設の運営基盤を強化するため、運営費の一部を補助するもの 1施設あたり年額500千円 夜間受入児童数が延べ3,000人を超える場合は年額1,000千円	2,000

② 認可外保育施設事故予防研修事業負担金 50千円

県が主催する研修事業に対する開催負担金。

## 【私立保育所等補助事業費】

### 4 施設整備補助事業について

[こども支援課]

(1) 予算額 519,809千円

財源内訳	国庫補助	316,808千円
	県支出金	25,988千円
	市債	171,400千円
	一般財源	5,613千円

(2) 事業目的

私立保育施設の施設整備事業に対して助成することで、児童受入数の拡大や児童の保育環境の向上と充実を図り、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを推進するもの。

(3) 事業内容

① 施設整備補助

(単位：千円)

法人名	事業内容	事業費
社会福祉法人わかくさ 福祉会	わかくさ保育園の改築工事 (令和元～2年度継続事業) (町村地内) 定員300人	138,121
社会福祉法人富山市ひ かり保育園	ひかり保育園の改築工事 (令和2～3年度継続事業) (五福地内) 定員93人	144,642
社会福祉法人いちい保 育園	いちい保育園の改築工事 (令和2～3年度継続事業) (布市地内) 定員245人	231,436
事業費合計		514,199

② 償還金支払事業

独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る償還金補助。

(事業費 5,610千円)

## 【私立保育所等補助事業費】

### 5 保育士資格取得支援事業(認可外施設)について(新規)

[こども支援課]

(1) 予算額 286千円

財源内訳	国庫補助	142千円
	一般財源	144千円

#### (2) 事業目的

認可外保育施設における保育の質の向上を図るため、保育士資格の取得に係る費用の一部を補助し、認可外保育施設の保育の充実と児童の安全を確保するもの。

#### (3) 事業内容

(単位:千円)

事業内容	事業費
養成施設受講料(通学) 補助基準額:一人につき受講に要した費用の1/2 補助率:国1/2、市1/2	150
代替保育従事者雇上費 補助基準額:1日あたり6,790円 $6,790 \text{ 円} \times 20 \text{ 日}$	136

【私立保育所等補助事業費】

6 幼児教育・保育無償化関連補助事業について（新規）

[こども支援課]

(1) 予算額

14,796千円

財源内訳	国庫補助	378千円
	県支出金	7,209千円
	一般財源	7,209千円

(2) 事業目的

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費については実費徴収とされたことから、低所得者世帯や多子世帯の負担軽減のため給食副食費を助成するもの。

(3) 事業内容

(単位：千円)

事業内容	事業費
実費徴収に係る補足給付事業 対象：新制度未移行幼稚園を利用している年収360万 未満世帯、第3子以降世帯 補助率：国1/3、県1/3、市1/3	1,134
私立保育所等副食費軽減事業 対象：年収360万～640万円相当世帯の第3子以降 世帯（2号認定児童） 補助率：県1/2、市1/2	13,662

## 【母子等福祉事業費】

### 7 ひとり親家庭奨学資金給付事業について

[こども福祉課]

(1) 予算額 5, 064千円

財源内訳	繰入金	5, 060千円
	一般財源	4千円

#### (2) 事業目的

ひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を給付することで、大学等進学後の修学を支援するとともに、国家資格等の取得により就業を促し、子どもの貧困の連鎖を防ぐこと及び、人材を育成することを目的とするもの。

#### (3) 事業内容

ひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を給付する。なお、令和2年度から国において高等教育の修学支援新制度が実施されるため、国制度の対象となる者については、まず国の制度を活用した上でなお自己負担分が残る場合に本事業による給付金を支給する。

対象者	ひとり親家庭の子どもで国家資格等を取得するために、県内の大学・短大・専門学校等に入学する者
支給基準	入学年度の前年度末において、児童扶養手当全部支給の対象となっていること
支給要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・国制度の対象にならない者 現行通り、 入学奨学資金 100, 000円</li><li>学費奨学資金 170, 000円 を上限に支給する。</li><li>・国制度の対象になる者 国制度で入学金、授業料の減免を受け、なお自己負担分が残る場合に市の上限額を限度に支給する。</li></ul>
支給見込数	入学者10名 進級者18名

## 【児童健全育成事業費】

# 8 地域児童健全育成事業運営事業及び放課後児童健全育成事業運営事業について（拡充）

[こども育成健康課]

### （1）地域児童健全育成事業運営事業について

① 予算額 221, 682千円

財源内訳	国庫支出金	41, 527千円
	県支出金	41, 487千円
	一般財源	138, 668千円

#### ② 事業目的

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室などをを利用して、健全な遊びや生活の場を提供するもの。

#### ③ 事業内容

実施校区 61校区

委託料算定にかかる積算方法のうち、指導員時間単価の増額等、一部を変更する。

### （2）放課後児童健全育成事業運営事業について

① 予算額 439, 339千円

財源内訳	国庫支出金	146, 445千円
	県支出金	146, 445千円
	一般財源	146, 449千円

#### ② 事業目的

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業の運営に對して、助成を行うもの。

#### ③ 事業内容

補助実施箇所を53カ所から56カ所に増加。

## 【児童健全育成事業費】

### 9 放課後児童健全育成事業施設整備事業について（拡充）

[こども育成健康課]

(1) 予算額 159,990千円

財源内訳	国庫支出金	68,660千円	県支出金	17,165千円
	市債	55,500千円	その他	703千円
	一般財源	17,962千円		

(2) 事業目的

地域児童健全育成事業の利用児童数が基準を大きく超えている校区等（芝園、豊田、堀川南、山室、山室中部、藤ノ木）において、学童保育の受け皿を早急に拡充するため、民間事業者等の放課後児童健全育成事業の開設にかかる経費に対して補助金を交付するもの。

また、さらなる拡充事業として、藤木公園における放課後児童健全育成事業の実施に向けた公園施設の改修を実施するもの。

(3) 事業内容

①放課後児童健全育成事業施設整備特別拡充補助金 127,990千円

国・県の補助制度に加え、実施主体が負担する経費に対して、9／10（上限500万円）の市独自の上乗せ補助を実施。

（5施設 1施設あたりの補助上限額 25,598千円）

②放課後児童健全育成事業開設促進補助金 5,000千円

開設を促すため、放課後児童健全育成事業に必要となる経費に対して、9／10（上限500万円）を助成。

（1施設 1施設あたりの補助上限額 5,000千円）

③藤木公園環境整備 27,000千円

藤木公園（藤ノ木校区）において、民設民営の放課後児童クラブの開設に必要な公園の環境整備として、駐車場整備や樹木の伐採及び剪定など公園施設の改修を行う。

## 【児童健全育成事業費】

### 10 長期休暇時事業所内放課後児童健全育成事業について(新規)

[こども育成健康課]

#### (1) 予算額 650千円

[財源内訳 一般財源 650千円 ]

#### (2) 事業目的

夏休みなどの長期休暇時に地域児童健全育成事業（子ども会）が開設されていない、開設時間が短い、開設日数が少ない校区において、学童保育の受け皿を早急に拡充するため、地域の児童や実施事業者の子を対象として、民間事業者が実施する長期休暇時の学童保育の運営費及び開設初年度にかかる開設費の一部に対して補助金を交付するもの。

#### (3) 事業内容

- ① 運営のための経費に対し、1支援単位あたり開設日数に応じて500千円を上限に助成。
- ② 開設する際の経費に対し、初年度のみ150千円を上限に助成。

## 【子育て支援事業費】

### 1.1 子ども家庭総合支援拠点運営事業等について

[こども育成健康課]

(1) 予算額 12,222千円

財源内訳	国庫支出金	1,622千円
	県支出金	19千円
	一般財源	10,581千円

#### (2) 事業目的

国では、児童虐待への対策として、平成30年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、平成30年12月に、市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を策定し、2022年度までに「子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置する目標を掲げている。

のことから、本市においても、平成31年4月に設置した「子ども家庭総合支援拠点」を、引き続き運営し、児童虐待の早期発見・早期対応、気がかりな妊産婦等に迅速かつ適切な対応を図るとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関の役割を担い、関係機関との連絡調整等を行うもの。

#### (3) 事業内容

① 専門職員の人事費 3,060千円

年々増加する児童虐待相談対応件数や複雑化する相談内容に対応するため、平成31年度から配置している専門職員の人事費。

② データベースシステムの借上料及び保守費 7,847千円

要保護児童等に関する児童相談の情報と気がかりな妊産婦等に関する母子保健の情報を一元管理するため令和2年3月から導入したシステムの借上料及び保守費。

③ その他 1,315千円

要保護児童等が転出する場合、必要に応じて転出先自治体に出向き、情報共有を行うための旅費、児童虐待防止のための広報啓発費、要保護児童対策地域協議会調整機関にかかる事務費等。

## 【1歳6か月児健診事業費】

### 1.2 健診項目について（拡充）

[こども育成健康課]

(1) 予算額 5,712千円

[財源内訳 一般財源 5,712千円 ]

#### (2) 事業目的

令和2年6月から運用を開始するマイナポータルを通じた健診情報の提供などの実施に伴い、必須項目である胸囲測定を従来の健診内容に加えて実施するもの。

#### (3) 事業内容

##### ① 対象者

1歳6か月児健診の受診者。

##### ② 実施場所

市内7か所の保健福祉センター等。

##### ③ 方法

受診者全員に胸囲測定を実施する。

#### （内容）

1歳6か月児健診	事業費
身体計測（身長・体重・頭位） 問診 小児科診察・歯科診察 尿液テスト 保健指導	人夫賃・報償費等 5,378千円
胸囲測定（拡充）	人夫賃等 334千円
計	5,712千円

## 【不妊治療費等助成事業費】

### 1 3 不妊治療費等助成事業について（新規）

[こども育成健康課]

（1）予算額 134,450千円

〔財源内訳 国庫支出金 50,599千円 県支出金 695千円  
一般財源 83,156千円〕

#### （2）事業目的

不妊に悩んでいる夫婦が共に早期に不妊検査を受け、適切な治療ができるよう、不妊検査に係る費用の助成を行うとともに、体外受精及び顕微授精を受けている夫婦に対する特定不妊治療やその一環として行われる男性不妊治療（採精術）及び不育症治療の助成を行い、当該夫婦の経済的負担の軽減を図るもの。

#### （3）事業内容

① 不妊検査費助成事業費【新規】 1,700千円

不育症の診断にあたり医師が必要と認めた検査費の助成を行う。

ア 検査項目 夫：精液検査、血液検査、泌尿器科的検査等

妻：超音波検査、血液検査、卵管疋通性検査、頸管因子検査等

イ 助成額等

（ア）対象者 婚姻して3年以内の夫婦で妻の年齢が43歳未満

（イ）助成回数 夫婦1組につき1回（夫婦ともに検査を受けることが条件）

（ウ）助成金額 夫婦1組につき上限2万円

② 特定不妊治療費助成事業費【継続】 131,350千円

ア 特定不妊治療

（ア）初回治療（融解胚移植等を除く）は300千円まで助成

（イ）2回目以降は1回につき150千円まで（ただし、融解胚移植等について  
は、75千円までを助成）

イ 男性不妊治療

特定不妊治療の一貫として行われる採精術※1

（ア）初回治療は300千円まで助成

（イ）2回目以降は1回につき150千円まで助成

※1 採精術：精子を精巣または精巣上体から採取するための手術

③ 不育症治療費助成事業費【継続】 1,400千円

不育症の診断に係る検査および不育症と診断されたものが妊娠した際に行われたヘパリンを主とした治療の内、保険診療の対象となる治療に対して、1回につき300千円まで助成。



## 【切れ目ない子育て支援体制構築事業費】

### 1.4 切れ目ない子育て支援体制構築事業について

[こども育成健康課]

#### (1) 予算額 41, 694千円

財源内訳	国庫支出金	6, 792千円	県支出金	6, 628千円
	諸収入	49千円	一般財源	28, 225千円

#### (2) 事業目的

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援体制〔育児サポートネットワーク（富山市版ネウボラ）〕により、全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てを行い、子どもが健やかに育つ環境を整備するもの。

#### (3) 事業内容

##### ① 子育て世代包括支援センター事業 19, 565千円

市内7か所の保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）において引き続き母子健康手帳の交付を行い、保健師や看護師との全数面談やケアプランの策定、相談などを通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を行う。

また、母子健康手帳交付時には、引き続き、母親の健康管理等に関する記録ができるママ手帳を配付し、妊娠早期から産後早期の支援の強化を図る。

##### ② 医療機関等連携会議 321千円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築するためには、支援機関の連携が重要であることから、医療機関や関係機関との連携会議を開催する。

##### ③ 妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業 547千円

若者が妊娠・出産・子育てに関心を持ち、ライフプランを意識しながら、生活することの大切さについて考える機会を提供する。

また、働きながら、希望する時期に妊娠・出産・子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業向けのシンポジウムを開催する。

#### ④ ベイビーボックスプレゼント事業

21,106千円

赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児の相談や支援を行うきっかけとするため、保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）で、育児用品を詰め合わせたベイビーボックスをプレゼントする。

また、ベイビーボックスを受け取りに来ていない家庭に対して、保健師等が家庭訪問し、養育環境を把握するとともに必要な支援を行う。

#### ⑤ 産前産後ママサポートダイヤル事業

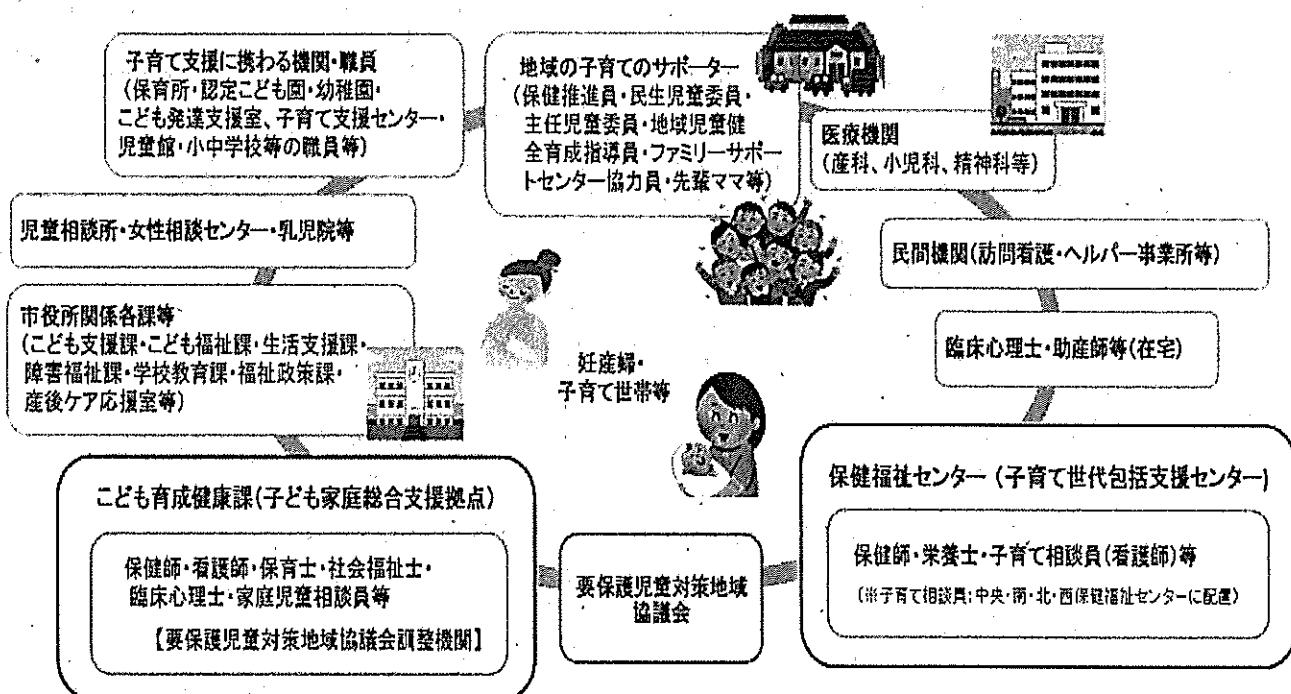
155千円

妊娠や出産に関する不安や悩み、授乳等の相談に産後ケア応援室の助産師が24時間、電話での相談に対応する。

### （参考）育児サポートネットワーク（富山市版ネウボラ）

すべての妊産婦・子育て世代等が安心して妊娠・出産・子育てができるための支援体制。

・保健福祉センター（子育て世代包括支援センター）及びこども育成健康課（子ども家庭総合支援拠点）、関係機関が地域等と連携して、妊産婦・子育て世代を支援する体制を、育児サポートネットワーク（富山市版ネウボラ）と呼んでいます。



# 15 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部改正について

[まちなか総合ケアセンター]

## (1) 改正の目的

産後ケア応援室の通所利用に新たな時間枠を設定することで、利用者ニーズに対応した心身のケアや育児サポート等を充実させ、産後ケア応援室をより利用しやすい環境とするもの。

## (2) 改正の内容

新たな利用時間の区分「9時30分から15時30分まで」を設け、当該区分に係る使用料を定める。

種別	利用時間	使用料	市内に住所を有する者
宿泊利用	19時から翌日の9時30分まで	3,900円	2,300円
	9時30分から13時まで	3,000円	1,800円
通所利用	9時30分から15時30分まで	5,100円	3,100円
	13時から19時まで	5,100円	3,100円
講 座	1回につき	800円	800円

(3) 施行日 令和2年4月1日